

令和 6 年第 2 回定例会
総務企画委員会説明資料
(議案関係)

1	令和 6 年度 6 月補正予算の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	第 112 号議案 茨城県県税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・	3
3	第 113 号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	4
4	第 118 号議案 工事請負契約の締結について(県庁舎ヒートポンプ更新工事)・・・	5
5	報告第 3 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について 別記 1 茨城県県税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	7

令和 6 年 6 月 1 2 日

総 務 部

令和6年度6月補正予算の概要について

1 基本的な考え方

災害発生時においても機能維持が必要な医療・社会福祉施設への再生可能エネルギーの導入や、木造住宅に対する耐震診断の促進など、防災・減災対策の強化を図るとともに、人口減少や人手不足などの課題に対応した事業構造の転換などを促進するために、必要な予算を計上するもの。

2 補正予算の規模

○ 一般会計	1 2 億 2 3 百万円	(補正後	1 兆 2, 5 2 4 億 1 3 百万円)
○ 特別会計	－百万円	(補正後	4, 9 6 5 億 4 7 百万円)
○ 企業会計	－百万円	(補正後	1, 3 5 8 億円)
計	1 2 億 2 3 百万円	(補正後	1 兆 8, 8 4 7 億 6 0 百万円)

※ 6月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 △3.7%

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 税務課

項 目	茨城県県税条例等の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p>改正の理由・根拠 地方税法等の一部改正</p> <p><背景・必要性> 地方税法等の一部改正に伴い、地方税法の規定に基づき税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について規定している本条例について、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 法人事業税 外形標準課税の適用対象法人の見直し ア 減資への対応 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 イ 100%子法人等への対応 (ア) 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 なお、新たに外形標準課税の対象となる法人について、次の経過措置を設ける。 ※ 従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、法人事業税額から控除する。 a 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度：当該超える額に3分の2の割合を乗じた額 b 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度：当該超える額に3分の1の割合を乗じた額 (イ) 産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画に基づいて行われる事業再編により100%子会社となった法人等について、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。</p> <p>(2) 軽油引取税 課税免除の特例措置について、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を適用対象から除外。</p> <p>(3) その他所要の改正</p> <p>3 効果・影響 地方税法等の内容に則した条例の施行が可能になる。</p> <p>4 施行日 令和7年4月1日 外</p>

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 市町村課

項 目	茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由・根拠	住民基本台帳法の一部改正に伴うもの
2 改正の目的	住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
3 背景・必要性	<p>住民票を基礎とするマイナンバーカード・公的個人認証制度は、国外転出者に関しては、転出に際し住民票が消除されるため利用ができない状況にあったが、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用する等の住民基本台帳法の改正が行われ、国外転出者に関する手続きのオンライン化が図られた。</p> <p>これらを踏まえ、県として戸籍の附票の情報を取り扱うために必要な条例の改正を行い、法的手続きを整備する必要がある。</p>
4 内 容	<p>(1) 住民基本台帳法の一部改正に伴い、県が戸籍の附票の情報を取り扱う際の、当該情報の保護に関する審議会を設置する。</p> <p>※「茨城県情報公開・個人情報保護審査会」を当該審議会として位置付け。</p> <p>(2) その他、所要の改正</p>
5 効果・影響	県が戸籍の附票の情報を取り扱う際に、必要な手続きを条例に定めることで、適正な法的取り扱いの確保を図ることができる。
6 施行日	公布の日

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	工事請負契約の締結について（県庁舎ヒートポンプ更新工事）	
1 現況・課題	ヒートポンプについては、保守点検や修繕により長寿命化を図ってきたが、平成 11 年の設置から 25 年が経過しており、更新が必要である。	
2 必要性・ねらい	老朽化したヒートポンプを更新し、故障による執務環境への影響を未然に防ぐ。	
3 事業の内容	<p>(1) 概 要 県庁舎ヒートポンプ更新工事に係る工事請負契約</p> <p>(2) 契約相手方 水戸市千波町 2770 番地の 5 暁飯島工業株式会社 代表取締役 植田俊二</p> <p>(3) 契 約 額 535,843,000 円（税込）</p> <p>(4) 工 期 令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月まで</p> <p>(5) 工事箇所 水戸市笠原町地内</p> <p>(6) 工事概要 ヒートポンプの更新 一式</p> <p>(7) 予 算（債務負担行為）</p> <p>ア 設 定 令和 5 年第 1 回定例会で承認</p> <p>イ 期 間 令和 6 年度</p> <p>ウ 限度額 551,011 千円（県庁舎空調設備更新工事請負契約）</p> <p>エ 年度割</p>	
	（単位 千円）	
	事業費	令和 5 年度
	613,925	245,570
		令和 6 年度
		368,355
	※令和 5 年度所属金は令和 6 年度へ全額繰越	

県庁舎ヒートポンプ更新工事

目的

ヒートポンプ（熱源）の老朽化に伴う空調機能不全の未然防止

内容

契約相手方 暁飯島工業株式会社

水戸市千波町2770番地の5

代表取締役 植田 俊二

契約額 535,843,000円

工事場所 水戸市笠原町地内（県庁舎）

工事内容 ヒートポンプの更新 一式

工期 令和6年6月から令和7年3月まで

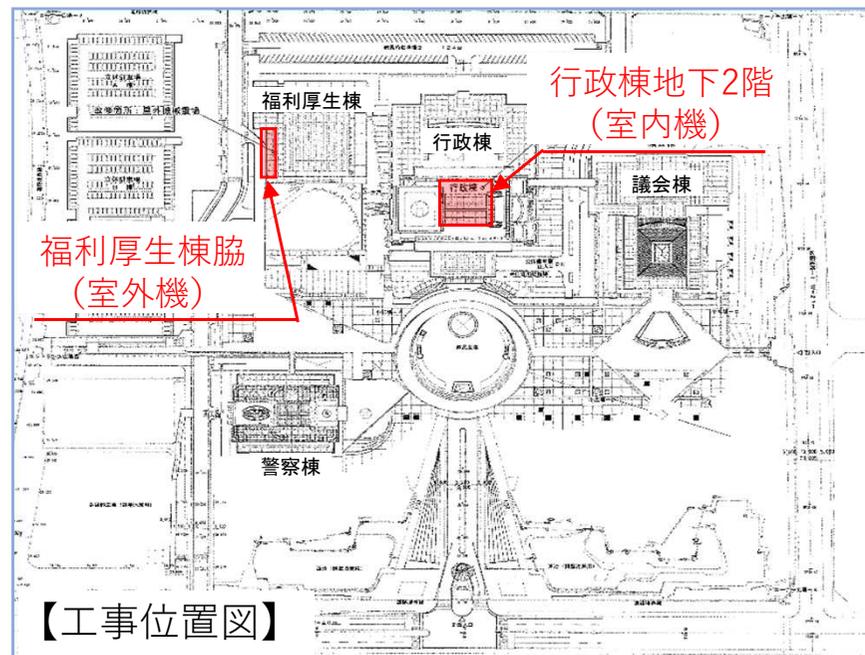
【ヒートポンプ外観】



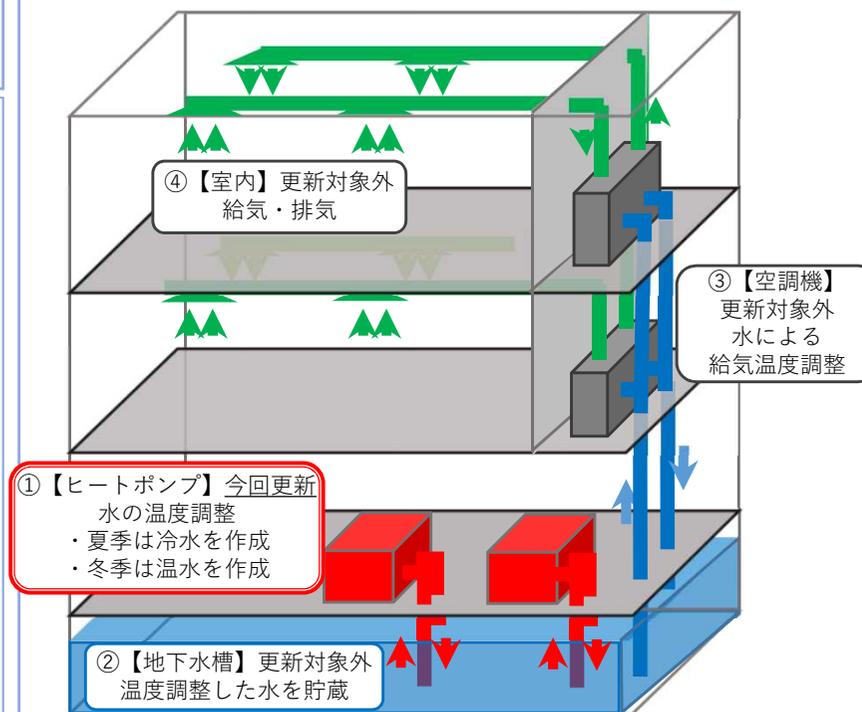
室内機(行政棟地下2階)



室外機(福利厚生棟脇)



【県庁舎空調概要図】



総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 税務課

項 目	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について ・茨城県県税条例の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p>改正の理由・根拠 地方税法の一部改正</p> <p><背景・必要性> 地方税法の一部改正に伴い、地方税法の規定に基づき税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について規定している本条例について、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 個人県民税 令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円の減税を実施</p> <p>(2) 不動産取得税 ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年を経過した日に緩和する特例措置（6 月→1 年）の 2 年延長等（令和 7 年度まで） イ 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（4 %→3 %）の 3 年延長（令和 8 年度まで） ウ 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置（課税標準を土地価格の 2 分の 1 とする措置）の 3 年延長（令和 8 年度まで）</p> <p>(3) 軽油引取税 鉄道事業、農林業、木材加工業等に係る機械等の動力源に供する軽油引取りに対する課税免除の特例措置の 3 年延長等（令和 8 年度まで）</p> <p>(4) 狩猟税 対象鳥獣捕獲員等が受ける狩猟者の登録に係る課税免除又は税率の特例措置について、その適用期限を 5 年延長（令和 10 年度まで）</p> <p>3 効果・影響 地方税法の内容に則した条例の施行が可能になる。</p> <p>4 施行日 令和 6 年 4 月 1 日</p>

令和 6 年第 2 回定例会
総務企画委員会説明資料
(条例新旧対照表)

- 1 第 112 号議案 茨城県県税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 2
- 2 第 113 号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・ 13
- 3 報告第 3 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について
・茨城県県税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 14

令和 6 年 6 月 1 2 日

総 務 部

改正案	現行
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第63条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び附則第3条第1項の学校並びに私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人の設置する学校並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）において，専らかつ，直接教育又は保育の用に供する自動車</p> <p>(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第63条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び附則第3条第1項の学校並びに私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人の設置する学校並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）において，専らかつ，直接教育又は保育の用に供する自動車</p> <p>(4) 略</p> <p>3～4 略</p>

改正案	現行
<p>(種別割の納期)</p> <p>第71条の11 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条に規定する種別割の賦課期日（<u> </u>次条及び第71条の13第2項において「賦課期日」という。）後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は，知事が定める。</p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p><u>5 (削除)</u></p>	<p>(種別割の納期)</p> <p>第71条の11 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条に規定する種別割の賦課期日（<u>次項並びに</u>次条及び第71条の13第2項において「賦課期日」という。）後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は，知事が定める。</p> <p><u>4 第71条の9第4項の種別割の納期は，第1項の規定にかかわらず，4月1日から同月30日まで（賦課期日後に納税義務が発生したものについては，当該納税義務が発生した日から同日の属する月の翌月の末日まで）とする。</u></p> <p><u>5 第2項の規定は，前項の種別割について準用する。</u></p>

〔日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第4条関係〕

改正案	現行
<p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第71条の13 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>(削除)</u></p> <p>6 <u>(削除)</u></p> <p>7 <u>(削除)</u></p>	<p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第71条の13 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第71条の9第4項の種別割の徴収については、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によるものとする。</u></p> <p>6 <u>前項の種別割の納税者は、同項の規定により種別割を証紙徴収の方法により納付する場合には、県が発行する証紙に検印を受けることによつて当該種別割額を納付しなければならない。</u></p> <p>7 <u>前項の証紙及び検印の様式は、規則で定める。</u></p>

改正案	現行
<p>(種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告)</p> <p>第71条の17 <u>法第11条の10第2項の規定による第二次納税義務に係る納付義務の免除を受けようとする者は、当該納付義務の免除を必要とする事由を証明する書類を添付して、規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告)</p> <p>第71条の17 <u>法第11条の9第2項の規定による第二次納税義務に係る納付義務の免除を受けようとする者は、当該納付義務の免除を必要とする事由を証明する書類を添付して、規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>付 則</p> <p>第7条の4の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>第7条の4の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p>

改正案	現行
<p>(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)</p> <p>第7条の7 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第25条の3第1項及び第2項並びに付則第7条の5の規定の適用については、第25条の3第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の8第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「特例控除対象寄附金」という。）とあるのは「特例控除対象寄附金」という。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の8第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、同条第2項及び付則第7条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の8第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。</p>	<p>(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)</p> <p>第7条の7 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第25条の3第1項及び第2項並びに付則第7条の5の規定の適用については、第25条の3第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「特例控除対象寄附金」という。）とあるのは「特例控除対象寄附金」という。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、同条第2項及び付則第7条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。</p>

改正案	現行
<p>付 則 （事業税の納税義務者等の特例）</p> <p>第16条の2 第40条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、<u>払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法附則第8条の3の3第1項に規定する政令で定める金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）</u>」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>第16条の2 削除</p>

改正案	現行
<p>付 則 （軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第17条の7 略</p> <p>(1) 船舶（法附則第12条の2の7第1項第1号に規定する政令で定めるものを除く。）の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>付 則 （軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第17条の7 略</p> <p>(1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～7 略</p>

改正案	現行
<p>付 則 （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</p> <p>第26条の4 略</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の4及び付則第7条の4の2の規定の適用については、付則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第1号」と、付則第7条の4の2第1項中「法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第1項第1号」とし、付則第7条の4の2第3項の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p>	<p>付 則 （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</p> <p>第26条の4 略</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の4及び付則第7条の4の2の規定の適用については、付則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第1号」と、付則第7条の4の2第1項中「法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第1項第1号」とし、付則第7条の4の2第3項の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p>

改正案	現行
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第25条の3 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）第3条第2号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第25条の3 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を知事又は教育委員会が行うものとされた同条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第40条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 所得等課税法人（法第72条の4第1項各号に掲げる法人，法第72条の5第1項各号に掲げる法人，法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人，第3項の規定により法人とみなされるもの，第4項に規定するみなし課税法人，投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。），特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）をいう。以下イにおいて同じ。）及び所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。） 所得割額</p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第40条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号 _____ に掲げる法人，法第72条の5第1項各号に掲げる法人，法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人，第3項の規定により法人とみなされるもの，第4項に規定するみなし課税法人，投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。），特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人 _____ 以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が _____ 1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの _____ 所得割額</p>

(7) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する政令で定める金額をいう。以下(7)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして同号ロ(1)に規定する政令で定めるものを含む。）をいう。以下(7)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下(7)及び(イ)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する政令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち同号ロ(1)に規定する政令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(7)及び(イ)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全

(新設)

<p><u>支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものがあるものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他法第72条の2第1項第1号ロ(2)に規定する政令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（(7)に掲げる法人を除く。）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>
---	-------------------------------

茨城県県税条例（昭和25年条例第43号）新旧対照表〔第2条による改正〕

施行日：公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日〔法第72条の78関係〕

改正案	現行
<p>(地方消費税の納税義務者等)</p> <p>第40条の19 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った課税資産の譲渡等（法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。次条において同じ。）及び特定課税仕入れ（同項に規定する特定課税仕入れをいう。次条において同じ。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。</p> <p>2 略</p>	<p>(地方消費税の納税義務者等)</p> <p>第40条の19 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った課税資産の譲渡等（法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。次条において同じ。）及び特定課税仕入れ（同項に規定する特定課税仕入れをいう。次条において同じ。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用）</p> <p>第40条の19の2 _____ 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託又は同法第12条第4項第2号に規定する公益信託（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等（信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託等の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。</p> <p>2 前項の場合において、各法人課税信託等の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。</p> <p>3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託等の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託等に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>4 一の法人課税信託等の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託等に係る信託資産等は、当該法人課税信託等の信託事</p>	<p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）</p> <p>第40条の19の2 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者 _____ は、各法人課税信託 の信託資産等（信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託 の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。</p> <p>2 前項の場合において、各法人課税信託 の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。</p> <p>3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託 の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託 に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>4 一の法人課税信託 の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託 に係る信託資産等は、当該法人課税信託 の信託事</p>
<p>務を主宰する受託者（次項において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>5 略</p>	<p>務を主宰する受託者（次項において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>5 略</p>

改正案	現行
付 則 <u>（事業税の納税義務者等の特例）</u> 第16条の2 略	付 則 <u>（事業税の納税義務者等の特例）</u> 第16条の2 略

改正案	現行
付 則 <u>第16条の2の2 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして法附則第8条の3の4第1項に規定する総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（産業競争力強化法第2条第18項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税</u>	付 則 <u>（新設）</u>

法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち法附則第8条の3の4第1項に規定する総務省令で定めるものに限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対する第40条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度(産業競争力強化法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第40条第1項第1号イ(7)及び(4)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの(付則第16条の2の3に規定する対象法人及び同項に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

茨城県県税条例(昭和25年条例第43号)の一部を改正する条例(平成19年茨城県条例第47号)新旧対照表〔第3条による改正〕
 施行日：公益信託に関する法律(令和6年法律第 号)の施行の日〔法附則第12条関係〕

改正案	現行
<p>(信託法の制定に伴う県民税、事業税、地方消費税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の茨城県県税条例(以下「新条例」という。)第22条、第22条の2、第40条から第40条の3まで、第40条の5、第40条の7、第40条の19及び第40条の19の2並びに付則第15条及び第16条の規定は、施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては施行日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託(以下この項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては施行日前に遺言がされたもの)を含み、新法信託及び公益信託に関する法律(令和6年法律第 号)附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。</p>	<p>(信託法の制定に伴う県民税、事業税、地方消費税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の茨城県県税条例(以下「新条例」という。)第22条、第22条の2、第40条から第40条の3まで、第40条の5、第40条の7、第40条の19及び第40条の19の2並びに付則第15条及び第16条の規定は、施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては施行日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託(以下この項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては施行日前に遺言がされたもの)を含み、新法信託 _____ を除く。)については、なお従前の例による。</p>
2 略	2 略

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第4章の2及び第4章の3の規定に基づき法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）及び法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報（以下「附票本人確認情報」という。）の処理及び利用等に関し必要な事項を定めるほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の本人確認情報又は附票本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p>第5条 法第30条の32第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により知事に対し自己に係る本人確認情報又は附票本人確認情報の開示（自己に係る本人確認情報又は附票本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を請求する者は、規則で定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第4章の2 _____ の規定に基づき法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。） _____ の処理及び利用等に関し必要な事項を定めるほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第5条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会（次項において「審議会」という。）は、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第22条第1項の規定により設置された茨城県情報公開・個人情報保護審査会とする。</p> <p>2 審議会は、法第30条の40第2項の規定による調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>(自己の本人確認情報 _____ の開示に係る費用の負担)</p> <p>第6条 法第30条の32第1項 _____ の規定により知事に対し自己に係る本人確認情報 _____ の開示（自己に係る本人確認情報 _____ が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を請求する者は、規則で定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。</p>
<p>第6条 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する審議会（次項において「審議会」という。）は、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第22条第1項の規定により設置された茨城県情報公開・個人情報保護審査会とする。</p> <p>2 審議会は、法第30条の40第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>付 則 <u>（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）</u> 第7条の8 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第25条から第26条の2まで、法附則第3条の3第2項、付則第7条第1項、付則第7条の4の2第1項、付則第7条の5及び付則第9条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の第25条から第26条の2まで、法附則第3条の3第2項、付則第7条第1項、付則第7条の4の2第1項、付則第7条の5及び付則第9条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から法第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>3 前2項の規定の適用がある場合における第25条の3第2項及び付則第7条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（付則第7条の8第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。</p>	<p>付 則 <u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p>付 則 <u>（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）</u> 第7条の9 <u>令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第25条から第26条の2まで、法附則第3条の3第2項、付則第7条第1項、付則第7条の4の2第1項、付則第7条の5及び付則第9条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の第25条から第26条の2まで、法附則第3条の3第2項、付則第7条第1項、付則第7条の4の2第1項、付則第7条の5及び付則第9条の2第1項の規定を適用して計算し</u></p>	<p>付 則 <u>（新設）</u></p>
<p><u>た場合の所得割の額</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から法第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</u></p>	

改正案	現行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第17条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第41条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第41条の10第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第41条の11第1項の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第41条の10第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第41条の11第1項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第17条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第41条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第41条の10第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第41条の11第1項の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第41条の10第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第41条の11第1項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」とする。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>第17条の2 平成18年4月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の4の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>第17条の2 平成18年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の4の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第17条の3の2 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第41条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間において、法第73条の14第7項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第9項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第10項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第41条の13の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は法附則第11条第1項に規定す</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第17条の3の2 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第41条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、法第73条の14第7項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第9項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第10項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第41条の13の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は法附則第11条第1項に規定す</p>

る交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける法第73条の14第7項、第9項及び第10項並びに法附則第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とし、第41条の13の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第17条の3の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第17条の3の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

る交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける法第73条の14第7項、第9項及び第10項並びに法附則第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とし、第41条の13の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第17条の3の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第17条の3の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

改正案	現行
<p>付 則 (軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第17条の7 <u>令和9年3月31日</u>までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第60条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第60条の15第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第60条の23第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、<u>令和9年3月31日</u>までに法附則第12条の2の7第5項各号に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第60条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定する国際約束に基づき、<u>令和9年3月31日</u>までに当該引取りに係</p>	<p>付 則 (軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第17条の7 <u>令和6年3月31日</u>までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第60条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第60条の15第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第60条の23第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、<u>令和6年3月31日</u>までに法附則第12条の2の7第5項各号に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第60条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定する国際約束に基づき、<u>令和6年3月31日</u>までに当該引取りに係</p>
<p>る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第60条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、<u>令和9年3月31日</u>までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第60条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>7 略</p>	<p>る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第60条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、<u>令和6年3月31日</u>までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第60条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>7 略</p>

改正案	現行
<p>付 則 (狩猟税の課税免除)</p> <p>第24条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われた場合には、第127条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条</p>	<p>付 則 (狩猟税の課税免除)</p> <p>第24条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第127条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条</p>
<p>第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和11年3月31日までの間に行われたときは、第127条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p>	<p>第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、第127条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p>

改正案	現行
<p>付 則 (狩猟税の税率の特例)</p> <p>第24条の2 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第127条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>付 則 (狩猟税の税率の特例)</p> <p>第24条の2 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第127条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

令和 6 年第 2 回定例会
総務企画委員会説明資料
(報告関係)

- 1 指定管理者の指定方針について 2
- 2 和解について 3
- 3 ネーミングライツ・パートナーの決定について 4
- 4 令和 5 年度 核燃料等取扱税の活用状況について 5

令和 6 年 6 月 1 2 日
総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	指定管理者の指定方針について			
<p>1 令和6年度指定手続予定施設と指定の考え方</p> <p>原則公募とし、施設のあり方を検討する等の理由から従前の団体による管理が適当な施設は非公募による指定とする。</p> <p>○ 更新する施設（令和6年度末に指定期間満了）：9施設 公募：1施設、非公募：8施設 ※更新等の考え方の詳細については、各施設所管の常任委員会で説明を行う。</p>				
No	公の施設の名称	現在の指定管理者	考 え 方	
			公募/ 非公募	期 間
1	あすなろの郷	(社福) 茨城県社会福祉事業団	非公募	5年
2	大洗マリンタワー	大洗町	非公募	1年
3	県民の森	(公益社団) 茨城県農林振興公社	非公募 ※	20年
4	植物園			
5	森のカルチャーセンター			
6	きのご博士館			
7	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	大洗町	非公募	1年
8	赤塚公園	橋本造園土木(株)	公募	1年
9	笠間芸術の森公園	笠間市	非公募	1年
<p>※実施設計、工事及びその後の運営を一体的に行う事業者を、公募型プロポーザル方式で募集し、優先交渉権者を選定。指定管理者の指定については、指定管理者選定委員会において、当該優先交渉権者を対象とした審査を行う。</p>				
<p>2 今後のスケジュール（予定）</p>				
年 月	事 項			
R6.6	第2回定例会において指定方針の報告(関係常任委員会)			
7~9	指定管理者候補の募集(2ヶ月程度)			
10	指定管理者候補の選定(選定委員会の開催)			
12	第4回定例会において指定管理者の指定の議決			
R7.4	次期指定管理者による管理運営開始			

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	和解について（令和6年5月20日専決処分）
1 経緯	<p>平成30年にフィルムコミッション事業による撮影で発生した行政財産使用料及び延滞金の回収を図るため、令和5年7月11日に訴えを提起していた建物使用料請求事件について、裁判所より和解条項が示され、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った。</p>
2 和解の相手方	法人
3 和解の内容	<ol style="list-style-type: none">(1) 相手方は、県に対し、本件和解金として金82,800円の支払義務があることを認める。(2) 相手方は、県に対し、(1)の金員を、令和6年6月30日限り、県の発行した納付書により支払う。(3) 相手方が、前項の支払を怠ったときは、相手方は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する令和6年7月1日から支払済みまで年8.65パーセントの割合による金員を支払う。(4) 県は、相手方に対し、本件に関し誤解を生じたことに対し、遺憾の意を表する。(5) 県と相手方は、互いに、官公署からの問い合わせ等正当な理由がある場合を除いて、本件和解条項の内容を第三者に公表しないこととする。(6) 県は、その余の請求を放棄する。(7) 県と相手方は、本和解条項に定めるほかに、本件に関し何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。(8) 訴訟費用は各自の負担とする。

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項目	ネーミングライツ・パートナーの決定について				
1 概要	<p>県有施設の有効活用による歳入の確保を図るため、ネーミングライツ（施設命名権）については、142施設において、通年での募集を実施している。</p> <p>今般、新たに応募のあった2施設について、選定委員会による審査を実施し、ネーミングライツ・パートナーとして決定した。</p>				
2 新規導入施設					
	施設名 (所在地)	企業名	通称名	契約金額 (年額)	契約期間
1	知手歩道橋 (神栖市)	(株)平成物産	平成物産FB 知手歩道橋	33万円	4年10か月 (R6.6～R11.3)
2	息栖歩道橋 (神栖市)		平成物産FB 息栖歩道橋	22万円	
※通称名のFBは「FootBridge（歩道橋）」の略とのこと。					
3 導入結果	<p>ネーミングライツの導入施設数は、26施設から28施設となり、ネーミングライツ料（年額）は、5,898万円から5,953万円となった。今後とも、導入施設の拡大を図っていく。</p>				

令和5年（2023年）度核燃料等取扱税の活用状況について

1 公表の趣旨

核燃料等取扱税の税金及び活用状況を毎年、広く周知・公表することにより、税金の使途の明確化を図る。

2 公表の内容

- 令和5年(2023年)度における核燃料等取扱税の税金(決算見込額)は約12億38百万円。(令和4年(2022年)度税金は、約12億27百万円)
- 税金は、環境放射線監視運営、原子力安全対策など県民の安全・安心に資する事業に活用。

(1) 税金(決算見込額) 1,238,297千円

(2) 活用事業

(単位：千円)

項目	細目	令和5年(2023年)度 事業費(見込額)		事業の成果・効果
	主な事業内容	総額	うち県負担額	
原子力安全対策費	環境放射線監視運営費	55,816	55,816	東海・大洗地区に立地する原子力施設の周辺地域における環境放射線の監視、原子力施設からの排水中の放射能濃度の測定や農畜水産物・河川水・土壌等の放射能濃度の測定・分析などを行い、地域住民の安心・安全の確保を図ることができた。
	環境放射線監視センターの運営			
	原子力安全対策運営費	180,810	180,810	原子力施設の安全対策の確認・検証、環境放射線の監視・評価、原子力防災体制の整備、原子力に係る広報等を行うことにより、原子力安全行政を推進することができた。
	原子力安全対策に従事する職員等的人件費(26名)			
	原子力審議会等運営費	1,586	1,586	原子力安全対策委員会を開催し、安全性を確認しながら、原子力行政を推進することにより、地域住民の安全の確保及び安心感の醸成を図ることができた。
	原子力審議会・原子力安全対策委員会の運営			
広報普及事業費	5,952	5,952	協議会による原子力科学館の運営や出前のイベント実施などを通じて、県民に対する原子力・放射線の基礎知識の普及啓発を促進することができた。	
(公社)茨城県原子力協議会の運営に係る補助				
原子力環境安全対策費	2,218	2,218	原子力安全協定に基づき、各種報告を受けるとともに事業所に対し立入調査等を行い、事業者の安全対策等を確認することにより、地域住民の安全の確保及び安心感の醸成に寄与することができた。	
原子力事業所への立入調査等				

(単位:千円)

項目	細目	令和5年(2023年)度 事業費(見込額)		事業の成果・効果
	主な事業内容	総額	うち県負担額	
原子力安全対策費	防災行政無線運営費	16,666	16,666	県・市町村・消防本部・原子力事業所等を地上系、衛星系の2ルートで結び、33か所の保守点検等を行った結果、原発事故等緊急時の確実な情報連絡体制を維持することができた。
	防災行政無線の運営			
	原子力関連警備費	160,610	159,880	核物質を管理する施設について、原子力事業所と連携した警戒警備を行ったことにより、テロ等不法事案の未然防止を図ることができた。
	原子力発電所周辺警備及び核燃料物質等の輸送警備			
	原子力事故健康対策事業費	13,620	4,570	事故当時の地域住民や事故施設周辺一時滞在者などで、医師により必要と認められた者に対して健康診断を実施することにより、地域住民等の健康不安の解消を図ることができた。
JCO事故対応健康管理委員会の運営等				
原子力緊急時医療施設運営費	77,094	9,140	国が定める原子力災害対策指針に基づき、原子力災害拠点病院をはじめとする医療体制の整備を行った。	
原子力災害時における緊急医療に係る体制の整備				
	小 計	514,372	436,638	
原子力防災減災対策費	緊急時避難用道路の整備	4,635,784	2,122,078	緊急時避難用道路の整備を進めたことにより、一部区間が供用開始し、県民の避難時間を短縮することができた。
	茨城県広域避難計画の避難経路の整備 国道245号 日立港区北拡幅 (日立市久慈町～水木町) 国道118号 袋田バイパス (大子町袋田～北田気) 国道293号 常陸太田東バイパス (常陸太田市大森町～増井町) 国道118号 那珂大宮バイパス (那珂市飯田～常陸大宮市下村田) 他 計20路線			
	港湾事業費	1,575,806	988,764	緊急時の物資の輸送等に必要不可欠な港湾施設である防波堤及び岸壁の改良等を進めたことにより、防災等対策の推進、船舶航行の安全性や荷役効率の向上を図ることができた。
港湾施設の整備等 日立港区 : 防波堤改良、岸壁補修等 常陸那珂港区: 岸壁補修等 大洗港区 : 防波堤改良、岸壁補修等				
	小 計	6,211,590	3,110,842	
市町村事業費	市町村における、安全・安心に関する事業への補助 (防災行政無線管理事業、 防災設備機能強化事業 などの事業に活用)	282,268	282,268	原子力事業所周辺地域である東海村や大洗町などの14市町村に対し、事業費の補助を行うことにより、原子力災害に係る住民の安全・安心に資する事業が実施され、各市町村の原子力防災体制の強化などを図ることができた。
	小 計	282,268	282,268	
	合 計	7,008,230	3,829,748	

県 出 資 団 体 等 改 革 工 程 表

(令和6年第2回定例会 総務企画委員会資料)

競輪事業特別会計

令和6年6月12日

総 務 部

改革工程表2(年度別計画)

会計名：競輪事業特別会計 所管部局・課名：総務部総務課

取り組むべき項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 一般会計への繰出金の継続	2億円 [3億円]	1億円 [2億円]	1億円 [2億円]
2 経営の維持・改善 (1) 運営の効率化 ① 収益の確保	収益目標: 2.5億円 [収益: 3.7億円] 売上確保及び経費の節減	収益目標: 1.5億円 [収益: 5.5億円] 売上確保及び経費の節減	収益目標: 1.5億円 [収益: 5.6億円] 売上確保及び経費の節減
② 効率的な業務運営	車券発売窓口業務委託等の効率的な運営		
(2) 売上額の確保 ① 普通競輪の売上額の確保	魅力あるレースの企画、実施		
② 記念競輪等の売上額の確保	売上目標: 90億円(特別GⅠ) [売上: 91億円] 効果的な広報活動等の実施	売上目標: 50億円(記念GⅢ) [売上: 54億円] 効果的な広報活動等の実施	売上目標: 75億円(特別GⅡ) [売上: 74億円] 効果的な広報活動等の実施

※注 ⇔ は改革期間及び推進事項を表示

※注 [] は目標達成状況

改革工程表2(年度別計画)

会計名：競輪事業特別会計 所管部局・課名：総務部総務課

取り組むべき項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 一般会計への繰出金の継続	2億円	2億円	2億円
2 経営の維持・改善 (1) 運営の効率化 ① 収益の確保	収益目標: 2.5億円 売上確保及び経費の節減	収益目標: 2.5億円 売上確保及び経費の節減	収益目標: 2.5億円 売上確保及び経費の節減
② 効率的な業務運営	車券発売窓口業務委託等の効率的な運営		
(2) 売上額の確保 ① 普通競輪の売上額の確保	魅力あるレースの企画、実施		
② 記念競輪等の売上額の確保	売上目標: 55億円(記念GⅢ) 効果的な広報活動等の実施	売上目標: 55億円(記念GⅢ) 効果的な広報活動等の実施	売上目標: 55億円(記念GⅢ) 効果的な広報活動等の実施

※注 ⇔ は改革期間及び推進事項を表示

[] は目標達成状況を表示